

変更概要書

種別	名称		位置	面積			備考
	番号	公園名					
近隣公園	3・3・5号	大井川公園	島田市稲荷一丁目	約	<u>1.0</u>	ha	休憩施設、児童遊場等
近隣公園	3・3・5号	大井川公園	島田市向谷二丁目及び稲荷一丁目	約	3.8	ha	休憩施設、児童遊場等
運動公園	6・4・1号	横井運動場公園	島田市横井四丁目地先	約	<u>8.2</u>	ha	野球場、ゲートボール場、多目的広場、パットゴルフ場
運動公園	6・4・1号	横井運動場公園	島田市横井四丁目、南一丁目各地先	約	9.9	ha	野球場、ゲートボール場、多目的広場、パットゴルフ場
特殊公園	7・5・2号	白岩寺公園	島田市御仮屋町、阿知ヶ谷 <u>大津道下</u> 、字地藏山、字金谷沢山、字金谷沢、字門前、字欠下	約	<u>22.9</u>	ha	風致公園 展望施設、休憩施設、和風庭園
特殊公園	7・5・2号	白岩寺公園	島田市御仮屋町、阿知ヶ谷字地藏山、字金谷沢山、字金谷沢、字門前、字欠下	約	23.2	ha	風致公園 展望施設、休憩施設、和風庭園

3・3・1号 南町公園、3・3・2号 七丁目公園を廃止する。

上段:(黒)変更後

(青下線)変更箇所

下段:(赤)既決定

変 更 理 由

現在、島田都市計画公園は、都市の将来像を踏まえ、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、28箇所、111.81haが決定されている。

本市における多くの都市計画公園・緑地は、高度経済成長期の市街地の拡大や人口増加を前提に計画している。しかし、都市計画決定したものの、長期間にわたって未開設となっている都市計画公園・緑地があり、近年の社会経済情勢の変化からも、これらの公園・緑地の開設には今後更に年月を要することが予測される。また、都市計画決定当初にその公園・緑地に期待されていた役割には、変化が生じてきている。

そこで、本市では、令和6年6月に「島田市都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定し公表した。この見直し方針に基づき、必要性等の検証を行った結果、下記の公園について本案のとおり変更するものである。

○3・3・1号 南町公園

当公園は、昭和38年に近隣公園として都市計画決定しており、全区域未開設である。当計画区域において、児童遊場及び芝生広場が計画されていたが、近隣の公園等によりその機能が代替されており、計画の必要性が低いことから、当公園を廃止するものである。

○3・3・2号 七丁目公園

当公園は、昭和38年に近隣公園として都市計画決定し、これまでに0.05haを開設している。当計画区域において、自由広場、児童遊場が計画されていたが、近隣の公園等によりその機能が代替されており、計画の必要性が低いことから、当公園を廃止するものである。

○3・3・5号 大井川公園

当公園は、昭和38年に近隣公園として都市計画決定し、これまでに約1.0haを開設している。未開設区域において、休憩施設が計画されていたが、近隣の公園等によりその機能が代替されており、未開設区域の整備の必要性が低いことから、当区域を除外するものである。

○6・4・1号 横井運動場公園

当公園は、昭和38年に運動公園として都市計画決定し、これまでに約8.2haを開設している。未開設区域の下水処理場において、屋上緑化が計画されていたが、近隣の緑地によりその機能が代替されており、未開設区域の整備の必要性が低いことから、当区域を除外するものである。

○7・5・2号 白岩寺公園

当公園は、昭和38年に特殊公園として都市計画決定し、これまでに約0.15haを開設している。昭和60年に計画決定された都市計画道路岸元島田線により分断された平坦地の区域は、駐車場等便益施設及び芝生広場を中心とした公園施設が計画されている。

現状当公園は、平坦地の区域の一部が駐車場としての機能を果たしており、公園利用者の利便性を確保している。また、芝生広場を中心とした公園施設は、近隣の公園等によりその機能が代替されており、駐車場区域以外の整備の必要性が低いことから、一部区域を除外するものである。

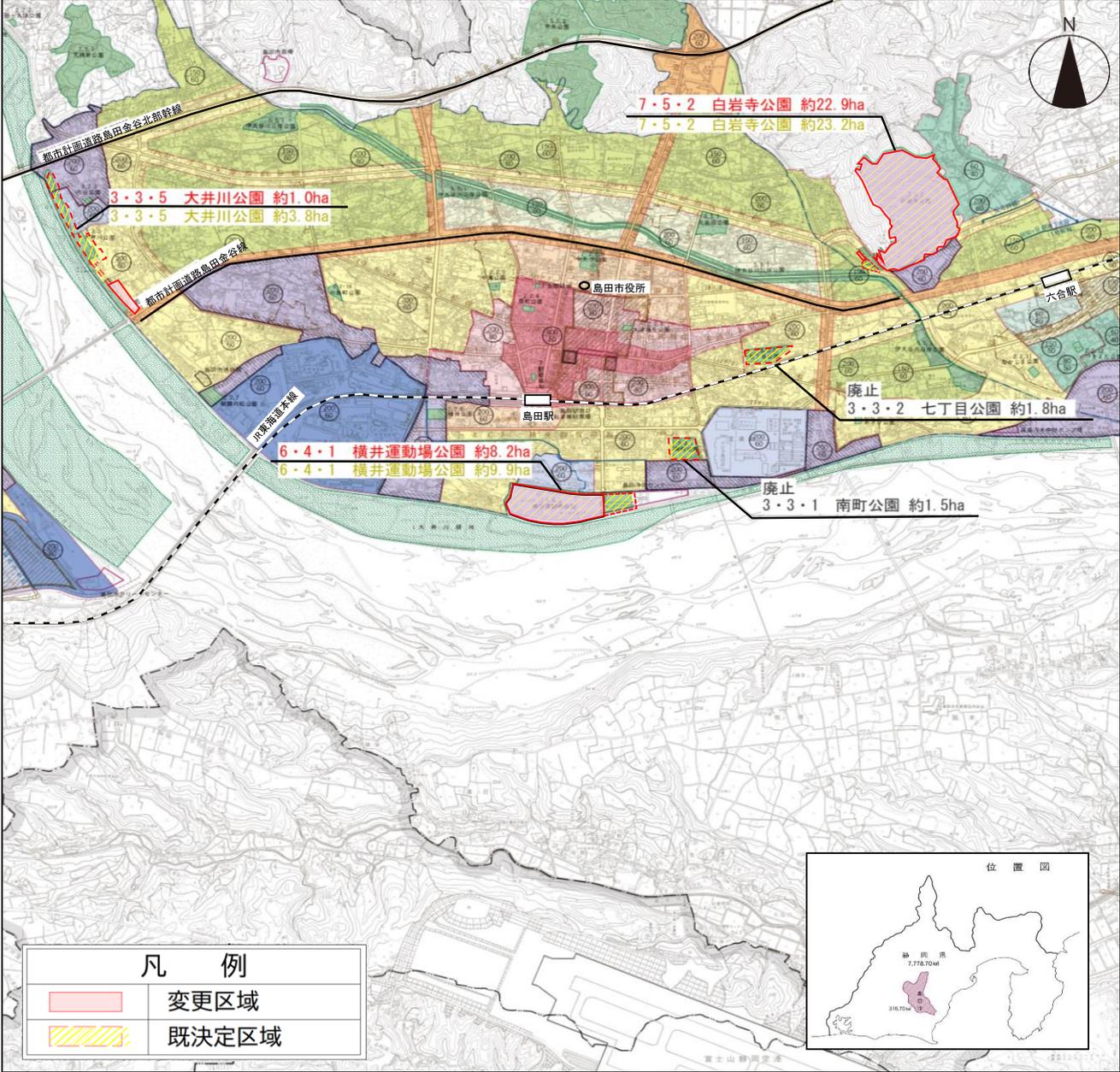
島田都市計画公園の変更
 3・3・1 南町公園ほか4公園
 島田市決定

第2号議案附図

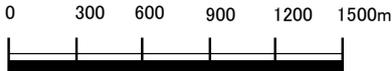
No.1

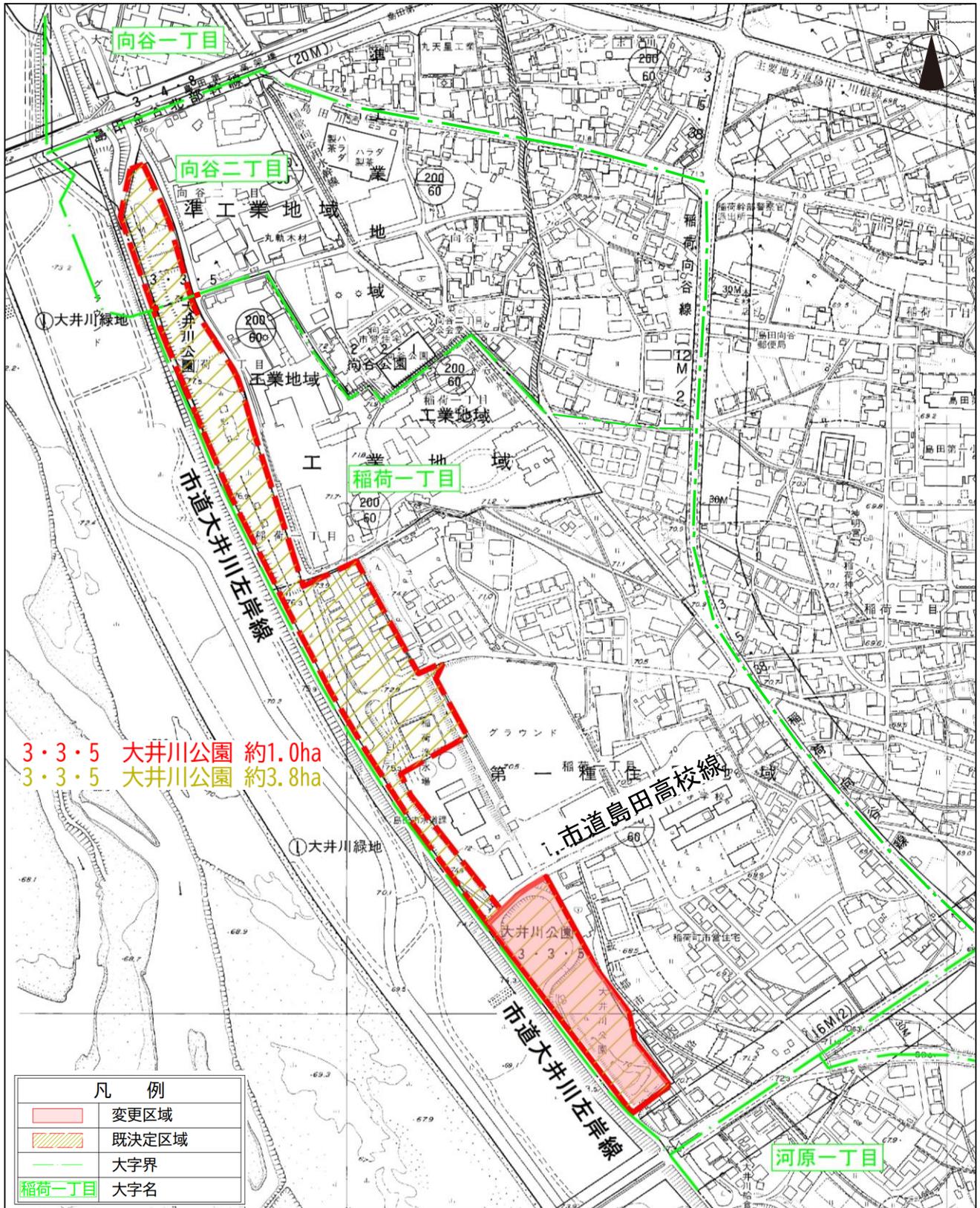
位置図

S=1:15,000



凡 例	
	変更区域
	既決定区域





拡大図

S=1:2,500

